

2011年12月9日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 様

経済産業大臣
枝野 幸男 様

文部科学大臣
中川 正春 様

原子力資料情報室
ヒバク反対キャンペーン
原水爆禁止日本国民会議
アジア太平洋資料センター (PARC)
福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト
全国労働安全衛生センター連絡会議

貴職らの日ごろのご活躍に敬意を表します。

福島第一原子力発電所の事故から8ヶ月が経ちました。国や電力会社などが「想定していなかった」事態に対して、懸命の復旧作業が行われてきました。一方で現場では必然的に「想定していない」形での被ばく労働を余儀なくされ、法令等もその都度対応を迫られてきました。被ばく労働を少しでも減らし、それによる健康被害を防ぐために、率直な情報交換と問題解決のために下記の通り申し入れますので、ご回答よろしくお願い致します。

記

1 「線量計を外して作業をしていた」とされる問題について

7月に経産相（当時）が「線量計を外して作業をしている」と発言した問題について、東京電力はアンケート調査を行い、「該当する事実は確認できなかった」と発表している（10/8朝日新聞など）。10月7日の当団体らとの交渉の場においては「伝聞情報として間接的に得た情報」との回答であった。東京電力の発表が正しいとすれば、経産相は不適切な情報源に基づいて発言をしたことになり、現場および経産省内の情報伝達にも課題が残り、今後の国の指導にも影響を及ぼしかねない。

- ① 「線量計を外して作業をした」という情報を、前経産相は、具体的には誰からどのような形で得たのかを、前大臣に確認して明らかにすること。【経済産業省】

2 作業員の死因について

東京電力によれば10月5日に作業員の男性が死亡したことを明らかにした。ところが「遺族の意向」を理由に死因を公表していない。問題の重大性から、個人の権利が侵害されない範囲において、あらゆる情報を国民に提供して今後の対応等に生かしていく必要がある。

① 死因について各省庁が把握していることを明らかにすること。【各省】

3 「緊急作業」の被ばく線量上限を250mSVから100mSVに引き下げることにについて

引き下げる前に就労し始めている人たちに、11月1日の省令改正を適用しないことは、たくさん被ばくした人に、より多くの被ばくを強いるという電離放射線障害防止規則の趣旨に真っ向から反する措置である。東電によると、「作業に支障が出るおそれがある」とのことであるが、そもそもどのような作業で100mSV以上被ばくをし、今後該当者がどのような作業で必要なのか、具体的なことは何ら公表されていない（国も情報公開を拒んでいる）。100mSVを超えている緊急作業員169人のうち、東電社員が142人を占めており、どのような作業でどのように支障が出るおそれがあるのかを、明確にして公表すべきである。

① 緊急作業時の被ばく線量上限100mSVを全ての労働者に適用すること。【厚生労働省】

4 「緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による線量に係る指導について」（基発0428第1号）について

この通達を出す経過を問う交渉の中で明らかになった保安院の要請の根拠となるデータについては、企業体力が明らかになるから公開を控えたいとのことであった。しかし、保安院の文書によると、日立と東芝の2社で、熟練技術者は約3300人と公開されており、試算では50mSV超えが約1600人、100mSV超えが320人で、引き算して、約1500人足りないというものであった。現実には、東電によると10月31日発表時点で、100mSVを超えた協力会社の労働者は27人、それ以外の50mSV超は308人である。これらは待機・移動時の線量を含まない過小評価であるが、それにしても現時点では、報道されている通り、あまりにも過大な評価であったことは明らかである。

また、放射線障害予防規則第4条で、5年間で100mSVを超えず、かつ1年間に50mSVを超えないという規定になっているが、ICRP勧告でも同様の考え方を取っており、5年で制限すれば1年の制限値を不要とするような科学的医学的合理性は全く存在しない。つまり法的な解釈としても科学的な見解としてもきわめて不可解である。

① 事実的根拠はもとより法的医学的合理性すら示せない上記通達をただちに撤回すること。

5 原子力損害の賠償に関する法律と他法および司法判断の関係について

文部科学省の担当者によると、相当因果関係と言うのは法律によって異なることがあるし、

当然司法判断においても行政判断と異なることがあるとの見解である。一般論としてはその通りであるが、あくまでも今回の原発事故による損害についていえば、東京電力ないしは国が、被害者救済に万全を期すことが求められており、立証が困難であることが明白な被ばく労働等による晩発性障害について、被害者にそれを求めたり、司法判断を促すことは、責任放棄と言わざるを得ない。むしろ労災等が認められなかったような事例についても、幅広く救済することが求められている。

- ① 労働者災害補償保険法をはじめとする諸法規において、国や自治体が法的因果関係を認めた事例については、原賠法においてもただちに因果関係を認めて、東京電力が賠償することを確約すること。【文部科学省、厚生労働省】
- ② 文部科学省と厚生労働省における相当因果関係の定義を明らかにすること。【文部科学省、厚生労働省】
- ③ 文部科学省は本件の事故収束関連作業に従事した者の損害賠償に関し、訴訟等に発展して迅速な救済等が図られなくても良いとの見解である。本件の重大性を考慮した新たな損害補償の枠組みに関する検討等をする意思がない旨を、作業者をはじめとする国民に十分な周知徹底をすること。【文部科学省】

6 労災補償に関する情報提供について

例えばアスベストについても、1970年代から危険性が一定レベルで報道され、労災認定基準も存在したのであるが、肝心の労働者や遺族などにはそうした情報が全く提供されなかった。その結果、21世紀になってから、特別法を作り、既に時効になっていた多くの被害者救済を余儀なくされたのである。放射線については、アスベストよりも、はるかに限定的かつ管理状況の下でしか被ばくしないのであるから、当事者に情報提供することは極めて容易である。

- ① 現行のアスベスト補償に関するパンフレットと同じような形を、放射線被ばくによる健康障害とその労災認定基準、認定事例（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫。後2病は近年、労基則職業病リストにも掲載済みである）などを原発内被ばく労働者全員にきちんと資料提供すること。【厚生労働省】

7 福島第一原発構外における被ばく労働について

既存の縦割り行政と、人と予算の課題もあり、厚生労働省、経済産業省、文部科学省、環境省など単独省庁では、到底対応できない状況であることは共通の認識である。現行法の改正等で対応できるものはもちろん早急にすべきであるが、それにしても総合的な対策が急務である。

① 被ばく労働に関して省庁を横断して対策を検討する「被ばく労働特別対策室」（仮称）を内閣府に設置すること。【各省】

8 1～7項について、解説に必要な資料等も含めて必ず文書で事前に回答すること。

以 上